



令和 6 年 6 月号



三上税理士法人発行
オリジナル事務所通信

代表
便り

インボイスの税務調査

皆さん、こんにちは。三上です。

暑くなってきましたね。毎年この時期になると、税務調査の最後のメになります。

7月に税務署の人事異動があるために、重要な調査案件以外は、仕掛りになるのを防ぐためです。そのため、春の調査は、秋に比べると軽いとされています。

さて、昨年10月から始まったインボイスですが、初めてインボイス導入後の税務調査がありました。

まだまだ調査官も不慣れなようで(^^ゞ、

調査官「仕訳に書いてある、この適格100%って何ですか？80%経過措置って何ですか？」

私「そりゃインボイスですよ！」

調査官「あーなるほど、私達インボイス後初めての調査でして・・・」

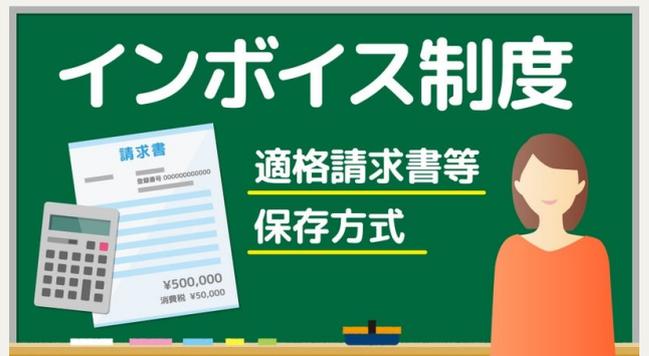
心の中で、初めてにしても大丈夫か、と突っ込みながら（笑）

私「そうですよね～。私もインボイス後初めてですから（笑）」

というやり取りがありました。

想定どおり税務調査の中では、細かい飲食代等のインボイスを確認することはせず、税理士任せといったところですが、ただ、消費税の還付事業者（輸出業）や毎月出てくる外注費、家賃等は要注意です。先日も消費税の還付申告書を提出した際、「インボイスの確認をさせて下さい。」と税務署から連絡がありました。

業種によってインボイスの重要性はかなり違いますが、今後もインボイス、また電帳法についても税務調査での指摘の有無など、皆様にお伝えできればと思います。



6月の臨時休業日のお知らせ

6月10日(月)

皆様には大変ご不便をおかけいたしますが、ご理解を賜ります様お願い申し上げます。

本店
便り

新入社員紹介②

文責：亀田

6月になり、5月病からやっと復活！今月は2人目の新人をご紹介します。至らぬ点もあるかと存じますが、温かく見守っていただければ幸いです。

初めまして。近藤 優斗(こんどう ゆうと)と申します。

最近の一番の趣味は写真撮影です。鉄道や飛行機、景色の撮影をしています。他にも被写体としている鉄道そのものや、ディズニー、音楽鑑賞が好きです。



高校生の頃から簿記の学習をしており、大学では会計学を中心に学びました。現在は税理士試験にむけて勉強をしています。

税務についてはまだまだ分からないことばかりですが、向上心を持って勉強を続け、少しでも早く皆様のお役に立てるよう精進してまいります。

よろしくお願いいたします。



経営
情報

定額減税が始まります②

文責：山上

前回の DR.tax にて定額減税をご説明いたしました。今回は、「住民税」の定額減税について詳しくお話しいたします。

所得税の場合は、**令和6年分**の合計所得金額が1,805万円以下（給与所得）の方が定額減税の対象となり、3万円が減税されます。しかし、住民税の場合は、**令和5年分**の合計所得金額を基に定額減税の対象か否かを判断し、対象者（合計所得金額が1,805万円以下）は1万円が減税されます。

また、所得税は前回掲載させて頂いたように、6月に支給する給与から控除されていきますが、住民税は、特別徴収対象者か、普通徴収対象者かによって定額減税の方法が異なります。

- ・特別徴収対象者…住民税特別徴収税額決定通知書に記載されている金額をそのまま7月1日以降支払う給与から天引きを行います。



- ・普通徴収対象者…第1期分の普通徴収税額から控除され、控除しきれない場合は第2期分以降の税額から順次控除されます。



なお、定額減税の処理は、どちらも市区町村側で行われます。

定額減税やその他ご不明点がございましたら、担当者までお気軽にご相談下さい。

【参考】

個人住民税の定額減税について https://www.soumu.go.jp/main_content/000939507.pdf



梅の花は 300 種類あるそうです

文責：大脇

こんにちは。木々の緑が色濃くなる時期となりましたね 



インター店の裏山とも、もう少しでお別れと思うとちょっぴりおセンチになってしまいます。

春になると草取り、秋になれば裏のぶどう園へぶどうを買いに行き、掃いても掃いても減らない落ち葉と共存…自然豊かなインター店もまもなく移転となります。移転先の工事は順調のようです♪私も完成が楽しみです。

さて、6月に入ると「梅雨入りはいつか」と連日天気予報等で言いますが、そもそもなぜ梅雨は「梅」という漢字を使うか知っていますか？調べてみると、梅雨は中国から伝わった言葉で、梅の実が熟す頃が雨期にあたり、そのことから梅という字を使うようになったと言われています。

日本へは平安時代頃に伝わったと考えられており、その時の読みは「梅雨（ばいう）」だったそうです。江戸時代頃に「つゆ」と呼ばれるようになったようですが、これには諸説あるようです。雨が多い時期であることから「露に濡れて湿っぽい」という意味を持つ「露けし」からとった説と、梅が熟してつぶれる時期であることや長雨により食べ物や衣服が傷んでしまう時期であることから「潰ゆ（ついゆ）」からとった説があります。

「梅雨」の他に別名で「麦雨（ばくう）」「五月雨（さみだれ）」「長雨（ながあめ）」などがありますが、私は雨天が続きジメジメする季節ですがせめて心は梅のように爽やかに過ごしたい！って気持ちがあるので「梅雨」って表現が好きだなあ（単に食い意地が…と思われた方、そんなことないですよ）

4月号でちらっと触れましたが、インター店にたくさんの仲間が増えました。では、早速自己紹介をよろしくをお願いします。👍



初めまして。船橋裕子（ふなはし ゆうこ）と申します。

出身は愛知県尾張旭市ですが、11年前に主人の仕事の関係で埼玉県所沢市へ移住し、今年の4月にまた尾張旭市へ戻って参りました。（現在高1男、小6女の母です）

所沢市はトトロのモデルにもなった森がたくさんあり自然豊かなところだったので、すでに自然が恋しくなっております。こちらへ通勤する途中に見える山や川を見て、その中を散策したい気持ちが盛り上がってきています。（近場で自然を堪能できるお勧めスポットがあればぜひ教えて下さい！）

所沢市にいた頃に会計事務所で10年ほど働いておりました。お客様の事業のことから個人的なことまで色んなお話をし、お力になりながらも勉強させていただけるこのお仕事がとても好きです。

三上税理士法人でお仕事させていただける事をとても嬉しく思っております。

やっと子どもに手がかからなくなりお仕事に全力投球できるようになりました！

どうぞよろしくお願いいたします。

所沢市・娘 →



行楽
日記

いちご狩り

文責：梶田

昨春休みに久しぶりに家族でいちご狩りにでかけました。以前とは変わったと思うことがたくさんありました。

目的地は「ストロベリーフィールド」といういちご狩り体験ができる農園で、静岡市にあります。高速で静岡インターで降りる予定でしたが、「日本平久能山スマートインターチェンジ」ができていたので、そこで降りました。そのインターを降りると、「いちご海岸通り」と呼ばれる国道 150 号にすぐに行けます。便利になりました。

そして受付を済ませていざいちご狩りへ。受付場所から案内されたハウスまでの距離はあまりないようにみえましたが、なかなかの勾配で、登り切ったときには息が切れてしまいました。振り返ると駿河湾が一望できました。ハウスの外からも赤いちご達がたくさんみえます。さあいっぱい食べるぞと戦闘モードにはいります。しかし、ハウスの中が暑い！当日がいい天気だったのもありますが、以前来たときよりもかなり気温が上がっていると感じました。今まではハウスの中で採って食べて、次を採って食べてを繰り返していました。今回は狙いをさだめて複数のいちごを採って、ハウスの外へ。外の木陰でいちごを食べて、またハウスにむかうというスタイルになりました。そんな状況ではありましたが、いちご狩りの時間は無制限。他の方たちより滞在時間が長かったのは我が家だったと思います。



いちごを限界まで食べたあと、次の目的地「さわやか」へ。静岡で有名はハンバーグのチェーン店です。こちらにも以前に比べさらに人気になったらしく、待ち時間は 90 分でした。受付をして QR コードを読み込んだら、自分たちの入店時間になったときにスマホに知らせてもらえました。90 分の待ちは想定内で、その間にいちごは消化されました。注文したハンバーグは、アツアツの鉄板で目の前でカットしてもらい、おいしさはいつもと変わらなかったです。静岡を満喫した一日でした。

いちご狩りに行った後、スーパーで売られているいちごを見ると、大きさも色も形も並べ方もすべてが美しいと思います。いちごの価格が高いのも納得がいきます。しかし、いちごを含め果物全般が好きなので、昨今の物価上昇には困っています。



6 月の税務

- ・ 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第 1 期分) **納付期限…6 月中において各自治体の条例で定める日**
- ・ 4 月決算法人の確定申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税〉、
10 月決算法人の中間申告〈法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税〉(半期分)
申告期限…7 月 1 日(月)
- ・ 所得税の予定納税額の通知 **6 月 17 日(月)**

無料経営相談実施中！！！！

代表税理士・三上の無料経営相談を随時実施いたしております。ご希望がございましたらお気軽に担当者までご連絡ください！日程を調整させていただきます。

三上税理士法人

- 本店 〒486-0914 愛知県春日井市若草通 4-92
TEL:0568-44-2022 / FAX:0568-44-2039
- 春日井インター店 〒486-0812 愛知県春日井市大泉寺町 108-9
TEL:0568-82-7770 / FAX:0568-82-7771
- ◆ 共通メールアドレス mikami@taxer.info